

# 令和 6 年度の空家等に関する相談への対応

空家等に関する相談については、空家等の利活用全般や老朽危険空家等に関する内容は建設部都市計画課が、空き家バンクの利用等に関する内容は、市民生活部移住推進課が窓口となります。

相談内容が相談を受付けた部署以外の所管である場合には、窓口となった部署より担当課に情報提供を行い、対応策を回答します。

